

第4回WGにおける構成員からの追加質問に対する 事業者等からの回答

2022年12月8日
事 務 局

構成員からの追加質問一覧

構成員名	質問内容	質問対象
相田構成員	参考資料4-1の12ページ（ソフトバンク右肩3ページ）では ①携帯電話サービスとは異なる周波数帯を用いること、 ②通信品質に関しては提供事業者が責任を負うことが記されており、 ②に関しては会合の中で関口構成員からワイヤレス固定電話に関して同様の対応がなされている旨の発言があったと思うが、これらに対する日本ケーブルテレビ連盟の考え方をお聞かせいただきたい。	（一社）日本ケーブルテレビ連盟 ⇒【別紙1】
林構成員	論点6-3-2（専用役務、閉域網通信、IoTサービスの扱いについて）に関連して、当日の質疑対応の中で、「IoTサービスの負担の在り方について特別な検討をいただくことが合理的と考える」という旨の回答があったかと思うが、その趣旨や「特別な検討」の内容等について、より具体的に説明をしていただくことは可能か。	（株）NTTドコモ ⇒【別紙2】

別紙1
(日本ケーブルテレビ連盟 回答)

ブロードバンド基盤WG構成員からのご質問への回答

2022年12月8日
一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

FWA(固定ワイヤレスアクセス)の利用周波数と通信品質

ご質問 (相田主査代理)

=====

参考資料4-1の12ページ (ソフトバンク右肩3ページ) では

- ①携帯電話サービスとは異なる周波数帯を用いること、
- ②通信品質に関しては提供事業者が責任を負うことが記されており、
- ②に関しては会合の中で関口構成員からワイヤレス固定電話に関して同様の対応がなされている旨の発言があったと思うが、これらに対する日本ケーブルテレビ連盟の考え方をお聞かせいただきたい。

=====

【回答等】

WGのヒアリングにおいて、日本ケーブルテレビ連盟より要望しました固定ワイヤレスアクセス(FWA)は、地域BWAやローカル5Gなどを想定しています。

- ①について、地域BWAとローカル5Gは携帯電話サービスとは異なる周波数帯を用いており、それぞれ、**2.5GHz帯、4.6-4.9GHz帯及び28.2-29.1GHz帯**を使用しております。
- ②の通信品質に関して、CATV事業者は特定世帯に限定して、無線のカバレッジや送信電力などを適切に設定し、トラフィックの管理を行いつつ、責任をもって通信品質を確保してサービスを提供しており、品質を確保する上で十分な取組と考えております。

また、CATVの地域密着の特性を生かし、FWA端末を事前に一定期間貸し出し、通信品質の安定性を確認していただいた上で加入いただいたり、加入者宅を訪問して、電波のより届きやすい窓側などに端末を設置する等の加入者サポートを行っている事例があり、これらも品質を向上する取組と考えております。

ブロードバンド基盤WG(第四回) に関する追加質問に対する回答

2022年12月8日
株式会社NTTドコモ

論点6-3-2「専用役務、閉域網通信、IoTサービスの扱いについて」(林構成員)

- 論点6-3-2(専用役務、閉域網通信、IoTサービスの扱いについて)に関連して、当日の質疑対応の中で、「IoTサービスの負担の在り方について特別な検討をいただくことが合理的と考える」という旨の回答があったかと思うが、その趣旨や「特別な検討」の内容等について、より具体的に説明をしていただくことは可能か。

回答

- IoTサービスは接続先や用途が限定されているケースが大宗であることを踏まえると、今回の制度整備による便益を享受されない可能性が高いと考えております。
- 仮に、携帯ブロードバンド事業者のIoTサービスを新たな交付金制度における負担金の対象とする場合においても、次のような課題があると考えております。
 - ① 携帯ブロードバンド事業者以外が提供する一部のIoTサービスは負担金の対象外となり、負担金の有無が利用者の選択に影響を与える可能性がある
 - ② スマートフォン向け料金プランと比較すると、IoTサービスは通信速度等のスペックや料金に差があり、相対的に利用者の負担感が大きくなる懸念がある
- 上記を踏まえると、IoTサービスは交付金負担の対象外とすることが望ましいと考えており、具体的には、下記2案を考えております。

案1 ブロードバンド基盤の整備によって提供が確保される品質(通信速度・通信容量)に着目し、一定の通信速度または通信容量を満たさないIoTサービス(低速度または低容量)を交付金負担の対象外とする。

当社において、当該サービスは、主に報告規則に基づき報告を実施している「通信モジュール向けに提供しているサービス」の契約数となるため、これを対象外とする案が考えられます。

案2 インターネット接続をしていない利用形態は、ブロードバンド基盤の広がりによる便益を享受されないという観点に着目し、そのようなサービスの契約数を交付金負担の対象外とする。
- 以上2案については、いずれも一定の合理性があるものと考えますが、対象の把握が容易であるという点において、前者の「通信モジュール向けに提供しているサービス」の契約数を交付金の負担対象から除くことがよいのではないかと考えております。